

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.1）

平成19年5月10日の「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」と略記）」の運用開始から5箇月が経過したが、その間に市・県で実施した慈恵病院からの報告聴取や関係機関との情報交換等によって判明している平成19年8月末日までの「ゆりかご」の運用状況について、次のとおり報告する。

1 「ゆりかご」の利用状況について（平成19年10月3日現在）

運用開始から間がない現時点では、「ゆりかご」が利用されたか否かの存否自体が、「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る」個人情報に該当するものと考えられる。その為に熊本市は、「ゆりかご」の利用状況について運用開始から一年後に利用件数のみを公表するとの方針であるが、本件に関しては多くの人々による社会的検証の必要性があることから、運用開始から一年間の項目を統計処理して可能な限り公表することが望ましいと考えられる。

しかし、現時点においては、前述したとおりに「ゆりかご」利用の存否自体がなお個人情報に当たると思慮されることから、児童福祉法及び熊本市情報公開条例並びに熊本市個人情報保護条例に基づき公表できないものと判断される。

2 「ゆりかご」運用上の違法性の検討について

現時点までの「ゆりかご」の運用状況を個別に検討したところ、刑事法上は「明らかな違法性」を認めない。なお、子どもの権利を侵害していないかについては、今後、個別の運用状況の中・長期的に検討する必要がある。

3 「ゆりかご」に係る医療法上の許可時の留意事項の遵守状況について

(1) 子どもの安全確保

子どもの安全確保については、以下のとおり、設備及び運用の両面で様々な改善を加えながら真摯に取り組まれており、これまでに大きな問題の発生は確認されていない。なお、平成19年9月19日の本専門部会による「ゆりかご」の現地視察時に数項目の改善を要請したところである。

- ① 設備の保守点検は、当初一日2回だったものを3回に増やした上でマニュアル通りに実施されている。また、関係箇所の巡視も定時に実施されており、何れも適正に記録されている。
- ② これまでに一度だけ、点検時に「ゆりかご」の扉の開閉・施錠に関する

るシステムトラブルが発生していたことが認められた。しかし、業者により直ちに復旧され、新たに操作マニュアルを作成するなどして再発防止に努められている。

- ③ 慈恵病院の関係職員による「ゆりかご」運営会議は、平成19年5月の運用開始までに5回、その後同年8月末までに10回の合計15回開催されていた。運営会議においては、マニュアルの確認・徹底や運用面の協議が行われ、種々の改善提案がなされるなど適正に実施されている。

○ 運用開始後の改善事項

- ・ 「ゆりかご」の扉の閉鎖速度が速過ぎたので調整した。
- ・ 新生児相談室（「ゆりかご」設置の部屋）の室内のテレビカメラの作動タイミングやモニター位置を改善し、「ゆりかご」が利用された場合における子どもの発見と記録をより確実にした。
- ・ 「ゆりかご」が利用されたことを知らせる青色回転灯の設置場所を変えて、関係職員以外の部外者に知れないように配慮した。

④ 専門部会委員からの指摘事項

- ・ 「ゆりかご」のインファントウォーマーが囲まれている転落防止用の柵を高めること。
- ・ 新生児相談室（「ゆりかご」設置の部屋）の室内のテレビカメラの録画作動開始にタイムラグが無いように留意すること。
- ・ 「ゆりかご」利用の個別事例毎に関係資料の保存を徹底し、長期に亘って適正に管理すること。なお、このことは成人した当該幼児に対して的確な情報が提供できることに資する為である。

(2) 相談機能の強化

いくつかの課題はあるものの、できるだけ「ゆりかご」が利用されないように、「まずは相談」という基本認識に立った上で病院としての相談機能の強化に努められている。また、公的相談機関等との連携の下、数多くの相談を受ける中で具体的な救済に結び付いた事例が認められた。

なお、慈恵病院の相談業務に関する統計データは、熊本県や熊本市の統計データと共に他府県や他都市の参考となるものであり、できるだけ分類項目を統一した上で、可能な限り公表されることが望まれる。

- ① 慈恵病院が実施するテレホンサービス「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」に、平成18年11月の受付開始から本年8月末日までに255件の相談が寄せられている。また、養子縁組に関する相談が133件及びメールによる悩み相談が19件寄せられていた。

以下、「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」に寄せられた255件

について慈恵病院からの報告データを基に相談者の状況や相談内容等の分析を行ったが、匿名が前提であるために不明件数が多いことから、項目ごとの全体に占める割合は不明分を除いた比率で表示している。(統計処理の元データについては、別添資料を参照のこと)

- ② 相談の時間帯は9：00～12：00が63件(29.4%)と最も多いが、18：00～24：00の夜間も53件(24.8%)と多く、0：00～6：00の深夜・早朝は18件(8.4%)と少なくなっている。
- ③ 地域別には、県内の62件(31.0%)が最も多いが、県外からも関東の45件(22.5%)、県外の九州・沖縄の39件(19.5%)、関西の26件(13.0%)の順で、遠くは北海道からも相談が寄せられており、全国からの相談に対応している状況が伺える。
- ④ 相談者としては女性192件(83.5%)、男性38件(16.5%)となっており、その内訳は本人が160件(75.8%)と多くを占めるが、夫や恋人など男性パートナーからの相談も21件(10.0%)ある他に家族からの相談も14件(6.6%)寄せられている。
- ⑤ 相談者の婚姻関係は、80件(49.4%)が未婚、61件が既婚(37.7%)、19件が離婚(11.7%)となっており、妊娠の事実をパートナーに伝えていない割合は32.5%となっている。
- ⑥ 相談者の年齢区分は大半が不明であるが、15歳未満の者からの相談も3件(4.0%)寄せられている。また、相談者の職業は不明である者が匿名相談であるので少なくなかったが、専業主婦からの相談が37件(30.3%)と多く、無職33件(27.0%)、学生18件(14.8%)、パート・アルバイト10件(8.2%)と合わせると80.3%が経済的基盤の弱い者からの相談となっている。
- ⑦ 妊娠葛藤に関する相談内容は、主に、出産するかどうかの悩みが37件(16.4%)、「育てられない」が37件(16.4%)、経済的問題が35件(15.6%)、「結婚できない」が32件(14.2%)となっているほか、既に出産した者からの育児に関する悩みや産婦人科に関する健康問題、産後うつ等の相談も寄せられている。
- ⑧ これらの相談に対する対応の状況は、カウンセリング対応が118件(39.3%)、公的窓口を紹介したケースが62件(20.7%)、慈恵病院での対応が39件(13.0%)、他の民間相談員を紹介したケースが25件(8.3%)の順となっている。また、匿名相談の内、来所相談に繋がるなど70件(27.5%)が実名化され、その内、平成19年8月末現在で8件が特別養子縁組に結び付いている。

⑨ 「ゆりかご」を利用しようと思いい来院したが、「ゆりかご」の扉前に設置されたインターホンを通じた相談を端緒として、実名の継続相談に結び付き、解決に向かった事例があった他に、相談後に慈恵病院へ緊急入院して無事に出産した事例もあった。

⑩ 慈恵病院が行う相談業務の課題

- ・ 相談者等の身体や生命に急迫した状況が認められる場合の対応
- ・ 養子縁組を希望する相談者と斡旋事業者との仲介
- ・ カトリック系病院である為に妊娠中絶に関する相談への対応

(3) 公的相談機関等との連携

関係機関への報告や県・市からの要請に対しては、「ゆりかご」の運用体制に病院として改善を加えながら対応されている状況が認められた。

① 看護部長不在時の連絡体制が明確ではなかったため、マニュアルの見直しが行われた他に、関係機関への連絡を迅速化する為に新生児相談室（「ゆりかご」設置の部屋）に外線・内線電話を新設した。

② 既に市や県の機関への相談実績がある者からの相談事案及び緊急性が高く直ちに公的機関の具体的な支援に繋ぐ必要がある相談事案などについては、慈恵病院から関係機関に速やかに連絡されるよう努められている。

③ 県外からの相談については、最寄りの公的機関が紹介されているが、匿名の相談が原則である為に、その後のフォローは難しい状況にある。

④ 「ゆりかご」利用者からの後日の連絡を促す目的にて、「お母さんへの手紙」に病院への連絡先を明記する配慮が追加された。

4 検証評価の総括について

以上のおり、現在までに「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められないものの、子どもの人権に関して引き続き検証を続ける必要が認められる他に、①子どもの安全確保、②相談機能のあり方に課題があったり、③公的相談機関への連絡体制に改善すべき点があったりしたことなどから判断して、「ゆりかご」は医療機関が匿名で子どもを預かるという我が国の児童福祉の歴史において例のない取り組みであり、その具体的な運用については、運用開始から5ヶ月間を経過した現時点においては、なお試行錯誤の段階にあるものと判断される。従って、「ゆりかご」の運用が安定するまでには相当の期間を必要とするものであり、関係機関には更なる連携強化を望むと共に、本専門部会としても引き続き運用のあり方や改善策を検討するなどして、今後とも「ゆりかご」の見守りと検証を3ヶ月ごとを目処に継

続する必要がある。

なお、「ゆりかご」は子どもの命や人権、家族のあり方などと直結する問題であることから社会的な関心も極めて高いものである。しかし、「ゆりかご」に関するこれまでの情報管理と報道のあり方については強い危惧を抱くところであり、本専門部会としても、子どもの人権と福祉を守る観点に立った情報管理の徹底と冷静な報道対応を望むところである。

○熊本市要保護児童対策地域協議会「このとりのゆりかご」専門部会

1 開催状況

第1回 平成19年9月19日（水）

- ・現地視察 13：30～
- ・会議開催 15：00～17：30

第2回 平成19年10月3日（水）

- ・会議開催 14：30～17：10

2 委員名簿

氏名	役職	備考(分野)
恒成 茂行	熊本大学大学院教授	法医学
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
一門 恵子	九州ルーテル学院大学教授	心理学
国宗 直子	弁護士	法律
三淵 浩	熊本大学大学院准教授	小児科